

契約締結前の書面（プレミアム・ライト会員）

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商 号：株式会社TODOKERU

所 在 地：〒176-0012

東京都練馬区豊玉北5丁目1番14号

ゴールドコート豊玉305号室

電話番号：03（5946）9235

金融商品取引業者（当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号：関東財務局長（金商） 第3348号

○ 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。

- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。また、お客様が有価証券等を売買した際、銘柄や数量、売り買いの別などで誤発注した場合においても、当社は賠償する責任は負いません。

○ 報酬等について

当社は、投資顧問契約により、国内株式、外国株式、国内上場ETF、外国上場ETF、国内投資信託、外国投資信託、REIT、国内債券、外国債券に関する助言を、以下の方法により行うものとし、その対価としてお客様より助言報酬を頂きます。助言は、以下の会員区分に従って行います。

【会員区分について】

- ・プレミアム会員
- ・ライト会員

具体的な助言の内容及び方法は、以下の通りとなります。

【会員区分】

プレミアム会員

【助言の内容及び方法】

- ① 現状想定されるリスクを中心とした相場の解説（全てのお客様に対して共通の内容のものとなります。）と、当社が助言をした銘柄の分析内容をレポート形式にて週に2回程度メール又はLINEにて配信します。また、重要イベント（例えば、FOMC・ECB・日銀金融政策決定会合等の金融政策に関わる会合、米国雇用統計、企業決算、消費者物価指数など経済指標の発表、各国選挙、各国要人の発言、各国の政策の転換等）の発生時にも、随時配信（全てのお客様に対して共通の内容のものとなります。）を行います。
- ② 上記①で配信又は交付したレポートを軸にお客様毎にポートフォリオを考え、お客様とご相談を行いお客様のニーズや目的についてご確認させていただいた上で、金額や購入する銘柄を選定します。推奨銘柄の売買や金額は、メール又はLINEにて配信します。また、対面、オンライン面談、もしくは電話にて少なくとも月に1回、1回あたり30分～1時間程度で現状のご説明などのアドバイスを行うものとし、お客様の現時点における資産の状況確認及びリバランス提案を行います。また、このときお客様より受けたご質問等について、即答できるものについてはその場で回答し、確認等が必要なものについては後日回答いたします。なお、かかる状況報告やご質問に対する回答のための連絡は、原則電話にて行いますが、お客様より指定等がある場合には、メール、LINE、面談（オンライン面談を含む。）

のいずれかの方法により行います。

- ③ プレミアム会員は、契約資産額（当社が投資助言を行うお客様の資産のうち、投資助言の契約資産額の計算対象とすることにお客様と当社が合意した証券口座における預け資産額をいいます。以下同じ。）の合計額を2,000万円以上としていただく必要がございます。ただし、他のお客様からのご紹介がある場合その他の当社が特に認める場合は、契約資産額の合計額が2,000万円未満であっても、投資顧問契約を締結できるものといたします。

【助言報酬】

助言報酬は、契約資産額に対して、年率3.3%（税込）とし、契約時又は契約更新時に1年分の報酬を受領します。契約期間は1年間とし、契約更新日の1ヵ月前までに解約のお申し出がない場合には自動更新とします。（ただし、案件により顧客と協議の上、助言報酬を変更することがあります。）また、契約資産額については、契約更新時に見直しを行う他、契約期間中にお客様から契約資産額の変更のお申し出があり、当社がその自由な裁量によりこれに応じる場合は変更を行うものといたします。なお、契約期間中に契約資産額の変更を行う場合、変更後の契約資産額に応じて計算される助言報酬については、契約資産額の変更日の翌日から当初の契約期間満了日までの日割り計算した額を、①契約資産額の増額の場合は当社がお客様から追加で受領し、②契約資産額が減額される場合は、減額までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額をいただき、報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。また、契約プランの変更については、契約更新時に見直しを行います。契約期間中の契約プラン変更については、ライト会員からプレミアム会員への変更についてのみ、お客様からのお申出があり、当社がその自由な裁量によりこれに応じる場合に変更を行うものとします。なお、契約期間中に契約プランの変更を行う場合、契約プラン変更日までの当初の契約プランに基づく助言報酬の返金は行わないものとし、また、変更後の契約プランに基づく助言報酬について、契約プラン変更日の翌日から当初の契約期間満了日までの日割り計算した額を、お客様から追加でお支払いただきます。

【会員区分】

ライト会員

【助言の内容及び方法】

- ① 現状想定されるリスクを中心とした相場の解説（全てのお客様に対して共通の内容のものとなります。）と、当社が助言をした銘柄の分析内容を

レポート形式にて週に2回程度メール又はLINEにて配信します。また、重要イベント（例えば、FOMC・ECB・日銀金融政策決定会合等の金融政策に関する会合、米国雇用統計、企業決算、消費者物価指数など経済指標の発表、各国選挙、各国要人の発言、各国の政策の転換等）の発生時にも、随時配信（全てのお客様に対して共通の内容のものとなります。）を行います。

- ② 上記①で配信又は交付したレポートを軸に独自の分析に基づいた推奨銘柄の売買を、メール又はLINEにて配信します。相場の状況に応じて推奨銘柄の選定を行うため、毎月決まった銘柄数を助言するなどの制限は設けません。
- ③ 提供した推奨銘柄に関するお客様からのご質問については、電子メールまたはLINEで個別に対応いたします（メール等のみ）。
- ④ その他の個別銘柄に関するご質問やご相談は、ホームページのお問い合わせフォーム、電子メールまたはLINEで承り、1銘柄につき別途報酬が発生します。回答は、電話、電子メール、LINEのいずれかの方法により行います。また、セカンドオピニオンサービスとして他社資産の分析やご相談等についてはタイムチャージ制で別途報酬が発生します。方法は、原則オンライン面談にて行いますが、お客様より指定等がある場合には、メール、LINE、対面のいずれかの方法により行います。

【助言報酬】

助言報酬は、入会金2万円、年額13万2,000円（税込）となります。当社指定のクレジットカード決済又は銀行振込（振込手数料は会員が負担）とします。また、推奨銘柄以外の個別銘柄に関する質問1銘柄につき別途5,500円（税込）お支払いいただきます。その他、他社資産の分析やご相談については、タイムチャージ制として1時間につき別途22,000円（税込）をお支払いいただきます。契約プランの変更については、契約期間中又は契約更新時に見直しを行います。契約期間中の契約プラン変更については、ライト会員からプレミアム会員への変更を希望し、変更後の報酬が増額となる場合は、既にお支払いただいた報酬のうち、未経過日にかかる日割り計算した額を、プレミアム会員の報酬に充当します。この場合、計算の結果生じた1円未満の端数は切り捨てます。また、プレミアム会員からライト会員への会員区分の変更是出来ないものとします。（解約後、ライト会員を再契約いただくことは可能。その場合は、入会金は無料。）計算式は、次のとおりとします。

- ライト会員からプレミアム会員への変更の場合の計算式
(プレミアム会員の対象となる契約資産額×年率3.3%（税込）×a/365)

– (ライト会員年額報酬×b/365)

※ a=契約変更日の翌日から当初の契約期間満了日までの日数

※ b=契約締結日から契約変更日までの日数

※ 閏年に関係なく1年間は365日計算とする

□ プレミアム会員からライト会員への変更について

契約更新時以外の見直しは行っておりません。

○ 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

1. 株式

株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来たし、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

2. 債券

債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。一方、債券によっては、期限前に償還されがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

市場環境の変化、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来たし、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

3. 投資信託及び投資証券

投資信託や投資証券は、主に国内外の債券、株式および不動産などの財産を実質的な投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落、組入株式および組入不動産の価格下落や、組入債券の発行体、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

4. 外国有価証券

外国株式、外国債券、外国投資信託や外国投資証券は、通常、外貨建ての取引となります。そのため、為替相場の変動を原因として損失が発生する場合があります。また、これらの外貨建有価証券は投資対象通貨国における政治・経済・社会情勢の変化などにより、売却や日本円への交換が不可能になる場合があります。その他、売買制度や課税制度が変更される可能性があります。

5. 信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

○ クーリング・オフについて

当社との投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。また、当社規定の審査の結果、お客様とのお取引が不可であると当社が判断した場合は、解約を申し出ることができます。具体的な取扱いは、次のとおりです。

1. クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録による意思表示で投資顧問契約の解除を行

うことができます。

電磁的記録により契約を解除する場合は、電子メールにより行ってください。

電子メールアドレス : info@ia-todokeru.com

② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日又はその記録された電磁的記録媒体を発送した日となります。

③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。

(イ) 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合

投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただくものとします。

(ロ) 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合

日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をいただくものとします。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた1円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額を返金します。なお、入会金をお支払いいただいた場合は、全額返金します。契約解除に伴う損害賠償、違約金はお客様へは発生しません。

2. クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

① クーリング・オフ期間経過後は、お客様は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面又は電磁的記録による意思表示で契約を解除できます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額をいただくものとし、前払いでお支払いただいた報酬額から、当該金額を差し引いた残額を返金します。お支払いいただいた入会金は返金しません。

○ 当社による任意解除権について

投資顧問契約締結後にお客様に関して当社が実施する取引審査及び取引時確認（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条第6項に定義されるものをいいます。）の結果、お客様に対する投資助言サービスの提供が適切でないと当社が合理的に認めた場合、当社は、お客様に対する何らの催告を要せずして、投資顧問契約を解除することができるものとします。なお、これにより当社との投資顧問契約が終了した場

合、当社は、投資顧問契約に基づきお客様から受領済みの助言報酬を遅滞なくお客様に返還するものとします。

○ 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面又は電子メールによる契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）
- ③ 当社が、投資助言業を廃業したとき

○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

1. お客様を相手方として又はお客様のために以下の行為を行うこと

- ① 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- ② 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- ③ 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市场における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

- ④ 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- 2. 当社が、いかなる名目によるかを問わず、お客様から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- 3. お客様への金銭、有価証券の貸付け、又はお客様への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

<当社の概要>

- 1. 資本金：800万円
- 2. 役員の氏名：代表取締役 下田 祐樹
取締役 國貞 和香子
取締役 山田 康太

- 3. 主要株主：下田 祐樹（当社代表取締役）
國貞 和香子（当社取締役）
山田 康太（当社取締役）

- 4. 分析者・投資判断者：下田 祐樹

- 5. 助言者：下田 祐樹

- 6. 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

以下の連絡先にお申し出下さい。

株式会社 TODOKERU お問い合わせ窓口
電話番号：03（5946）9235
メールアドレス：info@ia-todokeru.com

- 7. 当社が加入している金融商品取引業協会等

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。

またお客様は、管轄の財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

8. 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対し
て、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解を頂くよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記6の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決
に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図
ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧
問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け
付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル）

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センタ
ーにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

9. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあ
っせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入し
ています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託して
おり、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のた
め、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

10. 当社が行う業務

当社は、投資助言業の他に、教育事業、セミナー事業を行っています。

2023年5月1日	改定
2023年11月1日	改定
2024年2月7日	改定
2025年11月27日	改定